

第二十四回国 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)
午後一時五十一分開会

委員の異動

本日委員植竹春彦君及び長島銀藏君辞任につき、その補欠として伊能芳雄君及び佐野廣君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
伊能 芳雄君
遠藤 柳作君
木村 篤太郎君
佐野 廣君
苦米 地義三君
中山 壽彦君
田畑 金光君
高瀬 莊太郎君
廣瀬 久忠君
吉野 信次君
正力 松太郎君

國務大臣

運輸大臣 野本 新一君
國務大臣 淺井 清君
政府委員 鈴木 康平君

法制局第二部長 宇都宮 徳馬君
人事院総裁 行政官 岡部 史郎君
科学技術行政協 議会議長 行政官 岡部 史郎君
議事部長 行政官 岡部 史郎君
行政官 岡部 史郎君

事務局側
常任委員 杉田正三郎君
會專門員 齋藤 憲三君

本日の會議に付した案件
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(野本品吉君外二名発議)

○科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○國家公務員制度及び恩給に関する調査の件(公務員の給与問題に関する件)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。
委員の変更について御通知を申し上げます。
三月二十二日、委員植竹春彦君及び長島銀藏君が辞任せられまして、その補欠に伊能芳雄君及び佐野廣君が選任せられました。

○委員長(小柳牧衛君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。吉野運輸大臣より提案理由の説明を聴取いたします。
○國務大臣(吉野信次君) それでは申し上げます。
今回の改正の要点は、運輸省の付属機関であります中央氣象台を運輸省の外局とすることであり、現在、中央氣象台が所掌しており、最も重要な關係を有しておりますが、その他農業、水産業、初め他産業への寄与、国土の災害防止、學術研究その他各種事業に対する基礎資料の提供等國民の生活領域に深く浸透して、不可欠なものとなっております。

氣象業務は、右のように、關係各省の行政にもそれぞれ密接な關連を持っておりますので、常にこれらの機關と緊密な連繫を保持することが必要であります。
また、氣象業務は、近年ますますその利用価値が高まり、利用の範囲も広汎な分野にわたり、氣象業務法に基く行政事務の運営に一そう的確、迅速を要することになりましたので、同法に定める運輸大臣の権限を中央氣象台に移して、氣象業務の万全を期する必要があると見ます。
このように、中央氣象台の業務は、その性質が多分に現業的であり、かつ、全国的に百六十余の地方機関と、千五百余の観測所等が網の目のように有機的に組織されており、五千五百五十名の職員を配置して、一体的に業務を遂行する大きな事業体であります。従いまして、中央氣象台は、國家行政組織法第八條のもつばら試験研究を行う付屬機関であるよりは、むしろ同法第三條の外局とすることが適當であると考へます。

ますので、運輸省の外局として、氣象庁といたしたのであります。
次に、この法律案の概要について御説明いたします。

氣象庁は、従来の中央氣象台の任務及び機構を踏襲することとなり、本部局として、総務、予報、観測及び海、洋氣象の四部を置き、付屬機関として、氣象研究所、高層氣象台、地震観測所、地磁気観測所、氣象庁研究所、氣象通信所及び氣象測器製作所を置き、地方機関としては、管区氣象台及び海洋氣象台を、また、これらの事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方氣象台、測候所等を置いております。
なお、氣象庁の設置に伴ひまして、國家行政組織法、行政機関職員定員法、消防法及び水防法の關係規定を整備いたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。氣象業務の改善につきましましては、今後予算措置と相俟つて、技術、制度、その他所要の改善を行い、交通の安全、災害の予防等に貢献したい所存であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 次に恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。發議者野本品吉君より提案理由の説明を聴取いたします。

○野本品吉君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたします。提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公務員の在職年に対する加算制度は、昭和二十八年恩給法の一部を改正する法律によって原則として廃止されましたが、改正前の恩給法第三十八條の四に規定する蒸氣機関車の乗務員等のごとく、いわゆる不健康かつ危険な業務に従事する職員の加算制度については、別途措置せられることになつておりましたので、それまでの間、これらの人々については従前の通り加算を認めることに恩給法の改正を行なつたのであります。昭和三十一年三月三十一日をもって、その期間が満了いたしましたので、更に一カ年その期間を延長して、これにかわる制度の決定をみるまで、移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが本案の要旨であります。

何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(小柳牧衛君) 以上二案の法律案につきましましては、本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。
○委員長(小柳牧衛君) 次に科学技術庁設置法案を議題といたします。

本案に対する御質疑のおありの方は御質疑を願います。

○高瀬莊太郎君 この前もどなたからか御質問があったように思いますが、はっきりいいたしませんのでもう一度お尋ねしたいと思ひます。

一つは衆議院で修正されました第七條の問題であります。科学技術に關し、というのを削除せられたわけでありましたが、その意味をもう少しはっきり伺いたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三三三) この第七條の五の「科学技術に關し」という字を削除いたしましたのは、日本學術會議は御承知の通り人文科学と自然科学両方面にわたつていろいろ審議を申すするということになっておるのであります。また一昨日御質疑がございましたが、自然科学と人文科学は截然と區別のできない部面もたくさんあるのだらうということ。日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること。という点に關しては、自然科学と人文科学をこれは區別しない、両方面にわたる広範囲な審議、答申、報告に關するところが多し、推進に對して寄与するところが多し、だらうということ、衆議院においては修正されたのであります。

○高瀬莊太郎君 そうしますと、これを削除された意味は、自然科学ばかりでなくて、社会科学なり文化科学に關しても、日本學術會議への諮問とか報告というやうなものをやりたいという点がおもなる点でありましょうか。

○政府委員(齋藤三三三) 政府原案には、お説の通り自然科学に限定いたしました、日本學術會議への諮問、答申、報告といふことにはいたしたのでございしますが、衆議院におきましては、自然科學、人文科學と人文科學は一応區別をしておるけれども、自然科學をいろいろ研究進展していく過程においては、どうしても人文科學と相關連する部面も出てくる。だからこの際、

この項に關する限りにおきましては、「科学技術に關し」といふものを削除した方がよいという全会一致の御意見でございしたので、この御修正になつたのであります。

○高瀬莊太郎君 私は政府の原案の方が筋が通ると思ひますので、改正案はおかしいと思ひますが、その点政府もよくお考えになっていただきたい。

それで次になお尋ねたいのです。日本全体の科学技術振興に關するいろいろな総合的調整をする、こういうことにあるわけですが、そしてそれをやるにつきましても、研究の補助金とか交付金といふやうなものについても科学技術庁の方で調整をされるというやうな趣旨になっておると思ひます。

○政府委員(齋藤三三三) 御指摘のやうに、従来學術會議におかれましては主として文部省に關する人文科学、自然科学の問題に對して御審議があつたやうに存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございす通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外してございすのでございす。従来通り文部省に關しましては學術會議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に關しましては、特に學術會議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆゑんだと考へまして、この第七

○政府委員(齋藤三三三) 御指摘のやうに、従来學術會議におかれましては主として文部省に關する人文科学、自然科学の問題に對して御審議があつたやうに存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございす通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外してございすのでございす。従来通り文部省に關しましては學術會議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に關しましては、特に學術會議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆゑんだと考へまして、この第七

○政府委員(齋藤三三三) 御指摘のやうに、従来學術會議におかれましては主として文部省に關する人文科学、自然科学の問題に對して御審議があつたやうに存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございす通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外してございすのでございす。従来通り文部省に關しましては學術會議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に關しましては、特に學術會議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆゑんだと考へまして、この第七

○政府委員(齋藤三三三) 御指摘のやうに、従来學術會議におかれましては主として文部省に關する人文科学、自然科学の問題に對して御審議があつたやうに存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございす通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外してございすのでございす。従来通り文部省に關しましては學術會議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に關しましては、特に學術會議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆゑんだと考へまして、この第七

○政府委員(齋藤三三三) 御指摘のやうに、従来學術會議におかれましては主として文部省に關する人文科学、自然科学の問題に對して御審議があつたやうに存じているのであります。この科学技術庁は、ここにもございす通りに、文部省の行います研究は原則としてこれを除外してございすのでございす。従来通り文部省に關しましては學術會議でこれをおやりになる。また科学技術庁の行います科学技術行政に關しましては、特に學術會議の意見を徴することが科学技術行政を全からしめるゆゑんだと考へまして、この第七

○高瀬莊太郎君 科学技術庁所管の対象から除外されているのは大学の研究なんです。文部省所管の研究の補助金、交付金というのは、大学に限らない、一般の學者の研究に對しても補助金、交付金を出している。その点との關係はどうなりますか。

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

○政府委員(齋藤三三三) お説のやうに、文部省で扱つております補助金と申しますのは、大学に行きますものと、それから大学教授あるいは民間の方との共同研究に出しますものと、二種類あると思ひますが、それで、最初の大学に關するもの問題でございす。これは科学技術庁の問題外かと思ひますが、それ以外

たします問題と申しますのは、今高瀬委員からお話ございましたやうに、文部省の補助金の予算の交付の方針並びにそれを配付いたします委員の選定といふことを依頼しているわけでございす。そういったことは今後科学技術庁において、文部省を経由いたしまして、この科学技術庁に置かれます科学技術審議會、おそれなくそれを經由いたしまして、その結果、學術會議の方に諮問することは従来通りであらうかと思ひます。それから、そのほかの省の研究補助金につきましては、従来は學術會議に對しまして方針の審議を求めていなかったでございす。と申しますのは、各省の補助金の方は、文部省の補助金と違ひまして、相当程度研究の目的がはっきりしてありまして、つまり応用研究でございすので、各省の行政に必要な研究を完成するためにはどういった補助金を出すかといふことは、それぞれ各省に審議機關もございまして、その方針を決定しているわけでございす。ただ、それにいたしまして、その方針のもとに、どういった人にその補助金をやつた方がよいか、あるいはその方針のもとに、どういった研究テーマに金を与えた方がよいかといふやうな問題を、やはり各省独自では決定しないで、學術會議に諮問したいといふことで、各省といはしまして、そういった補助金を審議いたしますところの委員の選定を學術會議にお願ひをしていす。そういうことで、學術會議の方からそれに対する委員の推せんがありまして、その方々によつて補助金の交付をするといふことでございす。従いまして、文部省の補助金と各省の補助金とはいく

ぶん学術会議との関連において相違があるといふことが今までの経過でございしますが、おそらく科学技術庁になりまして同じような行き方になるのではなからうかというふうに想像されます。

○高瀬莊太郎君　そうしますと日本学術会議でやっておりました補助金、交付金の交付の大方針の決定とかいうことは、今まで通り日本学術会議がやるのだとこう考えてよろしいのですか。

○政府委員(齋藤三三三)　私どももたぶんそうなるであろうということに考えておるわけでありまして。

○高瀬莊太郎君　次にもう一つ質問に移りたいと思ひますが、大学の研究を除外されたという点なのですが、これは学者の方面からの申し入れもあつて、大学の研究の自由、こういうような見地でお考えになつたと思うのですが、日本全体の科学研究を総合的に振興していこうというような立場や、日本全体の科学研究を促進するという立場からいいますと、大学の研究というものはそのほかの研究というものをやりばり関連させて協力的な状態に置くということもぜひ必要なことじゃないかと思ひます。この前の委員会でも参考人として学術会議の茅会長らその他学者も見えて、大学の研究というものをやはりほかの研究から全然分離するということとはよろしくない、やはり何らかの方法でもって協調をする、あるいは協力をするといふことは必要だといふことを認められておつて、ことに原子力関係なんかは、その必要は現在最も多いと思ひますが、そういうことはお認めになるだらうと思ひますが、そうすれば大学の研究といふものとその他

他の研究といふものの連絡をどういふふうにお考えになるか、その点を伺いたい。

○政府委員(齋藤三三三)　この大学の研究と一般科学技術の振興とをどういふふうに関連していくかという御質疑のようでございしますが、これは非常に重大な問題でございまして、この点に關しましては政府といたしましていろいろ配慮をいたしたのであります。しかし原則といたしましては大学における基礎科学の研究は、一応これを科学技術の行政面から除外いたしまして、学問の自由、研究の自由といふものを確保する。それはしかし非常に重大な科学技術発展の基礎をなすものでありますから、これはどうしても科学技術の進歩発展のためには大学の基礎研究を取り入れていかなきゃならぬといふことは、これは申すまでもないことであります。従つてこの間の調整に關しましては、常に大学の研究において取り上げられるものはいろいろな方法においてこれを実施面に移した

でできる。とかいふ範囲内におきましては文部大臣との了解の上で、一切を含めてこれをやるということにいたしておる次第であります。

○高瀬莊太郎君　十一條の項目はやっぱり大学に對してもできるというふうにお考えなのですか。

○政府委員(齋藤三三三)　これに關しましては特に衆議院の委員会におきましても文部大臣の出席を求めまして大学の研究の独立自主性を阻害しない範囲内においては文部大臣も報告をし、それから勧告を受けるということに相なつておるのであります。

○高瀬莊太郎君　ただその程度だけでは実際に連絡が十分つきにくいのではないかと、私はおそれるのですが、やはり平素から大学と科学技術庁との連絡協働機関といふものを作つて、まあ強制するわけじゃないけれども、お互いに科学技術の研究について、も面方を知らせ合ふとか何とかといふものは必要じゃないかと思ひます。その点はどうか。

○政府委員(齋藤三三三)　御指摘の點に關しましては第十六ページにございします科学技術審議会を設けまして、この審議会委員には学術會議の方からもそれから学識経験者の方からも委員になつていただきまして、大学の基礎研究とは密接な連関をもつて科学技術の行政に誤りなきを期していきたい、さうに考えております。

○高瀬莊太郎君　なおこの法律によりまして、日本の國民經濟の發展、生活水準の向上のためという点が非常に重要視されているわけで、この經濟的方面での科学技術の振興といふことが非常に重点的に考えられているのではな

いかと思ひますが、そういう点につきまして特に何か具體的にやういふ産業科学とか産業技術といふものについて重点的に振興したい、こういうようなことで具體的な方策はお持ちにならないのですか。

○政府委員(齋藤三三三)　御承知のよう政府で立案いたしました經濟五カ年計画におきましても、重点的に取り上げておりますのは貿易の伸張及び雇用關係といふことになっておるのでございしますが、常に言われておりますことは、日本の科学技術がまだ外國のそれに比して劣勢であるがゆゑに、日本の商品が外國の商品と國際市場において優位を争うのにまだ勉強する度合いが足りないのではないかと、こういうことも言われておるのであります。また同時に日本に埋蔵されております未利用資源の開採によつて新たな職場を作り、さうしてここに雇用關係の充實をはかつていかなければならないといふことも言われておるのでございします。

○高瀬莊太郎君　なほ産業科学なり産業技術の研究といふことになりまして、官庁でない産業会社の持つてゐる研究所といふものが非常に大きなものがたくさんあるわけですね。そこでもいろいろな研究をやつておられますが、それとの調整といふことはお考えにならないのですか。

○政府委員(齋藤三三三)　まず第一着手といたしまして、御指摘のように各民間会社その他にありまします研究所の現態といふものは、これは非常に充實せられて、また近代的な生産業に向つての研究が行われてゐるものがたくさんあることは御指摘の通りだと思ひます。これに對しまして、広く

のではないかと、さうに考えているのであります。

○高瀬莊太郎君　そういう産業科学、産業技術方面の研究行政機關として通産省に工業技術院といふものがある。工業技術院との關係はどういうふうになりますか。

○政府委員(齋藤三三三)　工業技術院は通産行政遂行の必要上各種の日本の生産業に對しての検討、助成を加えておりますことは御承知の通りでございします。ただ科学技術庁といたしましては、各行政機關にまたがっておりまするものを総合調整して、重点的な施策を推進していきたい、かように考えておるものでございしますから、工業技術院の今日までのあり方に對しましては再検討を加えて、將來は必要によつては今まで工業技術院のやつておりましたもので各行政機關にまたがつて総合調整を必要とするものは科学技術庁に持つてきてやつて参りたい、さうに考えております。

○高瀬莊太郎君　なほ産業科学なり産業技術の研究といふことになりまして、官庁でない産業会社の持つてゐる研究所といふものが非常に大きなものがたくさんあるわけですね。そこでもいろいろな研究をやつておられますが、それとの調整といふことはお考えにならないのですか。

○政府委員(齋藤三三三)　まず第一着手といたしまして、御指摘のように各民間会社その他にありまします研究所の現態といふものは、これは非常に充實せられて、また近代的な生産業に向つての研究が行われてゐるものがたくさんあることは御指摘の通りだと思ひます。これに對しまして、広く

科学技術庁では実態を把握したいと考えておられるのであります。まずその一つの方法といたしましては、科学技術審議会というものにおきましては、十分にこの民間会社のそういう方面に携つておる尊重すべき人材を網羅いたしまして、その実態をよく検討を加えていくと同時に、この科学技術庁の中にもそういう科学技術全般に関する調査を行つて得る組織を持ちまして、その検討を加えて、十分に科学技術行政の中に民間の考え方も取り入れて発展策を講じていきたい、さうに考えております。

○高瀬莊太郎君 そういふ民間の考えを入れるとか、民間の実態調査というばかりでなくて、実際にやつておる研究ですね。それと科学技術庁との連絡というものは、やはり相当必要だと思ふのです。それを十分お考えにならなければいけないのではないかと。

なお産業科学とか産業技術の振興というものは、どの国でも非常に重要視しておつて、なかなか成果が上がらないのです。それで御承知だと思ふのですが、イギリスやフランスでは産業別に共同研究所というものを作らせておる。で、イギリスとフランスの奨励の仕方は別ですけれども、特に政府が金を出してやるとか、あるいは税金のような形で出さずして会費を出させて予算を作らせるとか、いろいろやつております。そういうものも日本でもやらないと、科学技術を、ただこういう点を重要視するといふだけでは、とても振興はむずかしいのではないかと私は思ふのです。が、そういうイギリスやフランスのあつた産業別共同研究所というものについては、この設置法をお考えになる

場合に、御調査になりましたか。

○政府委員(鈴江康平君) もちろんそういうものもできる限り資料を集めまして検討はいたしたわけでございますが、たとえば御指摘になりましたような各同一業種に対してどういった研究奨励をやつていくか、今お話にありましたような点は、イギリスにおきましては研究組合というふうなものがあつてございまして、日本といたしましては当然そういうものは将来の施策として考えていかなければならぬ問題だと思つておりますが、まあ一方が国におきましては、各公共団体におきまして、地方自治体におきまして、各種の研究機関を持つておりますので、そういうものの関連はどうするかという問題が、イギリスとは違つて、また別の点から検討する必要があるのですが、そういう問題はいろいろあるのでございまして、いずれにいたしましても科学技術審議会に十分諮りました上でそういうものを具現化していきたいと思つております。

○高瀬莊太郎君 そういふ施策についても科学技術庁としても十分御調査になつて、できるなら具体的な実行案をお作りになるように要望いたします。それから最後にこの法案によりますと、外国における科学技術に関する情報の収集というものが一つの仕事になつておるのですが、それはどうしておやりになりますか。

○政府委員(鈴江康平君) お答え申し上げます。海外の情報につきましては、まああつた人数でございまして、けれども、外務省というところにお話いたしましたので、従来これは科学技術行政協議会においてございまして、

海外科学アタッシェを置いていただきたいということと外務省と話しした結果、ただいまワシントンに一人向坊へ行つております。その方がアメリカにいらしてかなりたくさんの方の資料を持ち帰るという情報を外務省にもたらされておりました。それは外務省を通じてSTACに、またSTACは各省とその内容を審議いたしまして紹介をしておる。逆にまた国内の情報は科学アタッシェを通じて海外にも知らせておるというふうなことをやつておるのであります。この結果が非常に良好でございまして、外務省といたしましてはさらに今度はヨーロッパの方にも置きたいということと、今その人選をされておるような状況でございまして。

それからなお原子力局にしましては、特に原子力局の予算におきまして海外にまたそういうアタッシェを出したいという計画を持つておるわけでございます。

○高瀬莊太郎君 ただいまのワシントンへ行つておる方というのは、一時外務省の役人になつて、行つておるのですか。それともどんな形で……。

○政府委員(鈴江康平君) ただいまの向坊アタッシェにつきましては外務職員になつております。

○高瀬莊太郎君 それは外国の例ではあれじゃないですか、アタッシェといふものを科学技術庁の人間として向うへ駐屯させるということが多いのじゃないですか。

○政府委員(鈴江康平君) アタッシェは一番長く出ておりますのはアメリカだと思ひますが、たとえばワシントン

等におきましても、おそらく十何カ国の国からアタッシェが出ておりますがイギリスはたしかそのうち十八名ものを出してあります。そのうちの半数はイギリスのDSIRの職員でございまして、それでそういう職員の調査をいたしたのでございまして、そのDSIRの役人となりますのは実際の行政官と申しますのがやはり半数でございまして、あとの半数は各大学の教授あるいは助教をお願ひしてDSIRの職員になる。それでそれからアメリカの方へ派遣されておるという状態でございますが、それで外務職員であるかあるいは各省のそれぞれの職員であるか来ておるかという点でござい

ますが、やはり外務職員として来ておるものが多いのでございまして。と申しますのは、やはり向うで活動しますのはは外交特権と申しますか、そういうものがあつた方が非常にやりやすいといふことで、各国とも大体外務職員になつておるようでございまして。

○高瀬莊太郎君 ただいまのお話ですとワシントンに今たつた一人行つておる科学官といふのは、何という名前の科学官ですか。

○政府委員(鈴江康平君) 普通の二等書記官でございまして。

○高瀬莊太郎君 書記官ですか。一人おられるのでございましてけれども、外国の例から見ましても、相当たくさんの方を科学技術の水準の高い国の大使館にアタッシェとして置くといふことがぜひ必要じゃないかと思ふ。ですからこれからは科学技術としてのそういう方針をおとりになりまして、正味の意味で海外駐在科学官といふような制度をお作りになつて、たくさんお

出になるというふうにお考えになつていただきたいと思います。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまのお話でございまして、これは実はわれわれの方でも今度技術庁を作るにつけて、海外に技術者を出すことに非常に苦心したのであります。ことに原子力に至つては刻々新しい情報を知る必要があるのです。それで、ただ外務省の書記官ではできない。ほんとうの技術専門家を置くといふことで、いふ予算も実は要求したのでありますが、それもなかなか理解してくれないで、いふ予算も減らされたのですが、今度アタッシェとして行くのは外務書記官という名義にはならぬが、囑託が何かになりまして、やはり外務省の職員といふことにしなければ取りにくいのであります。そしてほんとうの専門家をやることにいたしましたのであります。実際、先ほど申しました通りに、原子力におきましてはほとんど毎月新しいものが出てくる。ですから一日も早く外地の状況を取り入れなければ今日の現況がわからないのであります。これには非常な注意を払つておるわけでありまして、なるだけ御趣意に沿うようにやります。

○高瀬莊太郎君 私の質問は一応これで終ります。

○千葉信君 私の質問は、ただいま高瀬委員が御質問になりました第七條の衆議院の修正にかかわる部分について、の疑義についてであります。先般来、先ほどそういう御答弁がありました。が、この第七條の第五号、「科学技術に關し」といふ条を削除することによつて、当初政府の方で考えていたような日本学術会議への諮問もしくは

術研究所設置法案の内容とする目的なり権限なりからはみ出たものである。そういうのはみ出たものをはっきりとどこがはみ出て、どれが権限内だということを規制するのが法律じゃありませんか。そういうことになれば、学術会議の研究題目はこんなに広範だとか、截然と区別できないような要素を含んでいるなんという答弁だけでは、私は科学技術庁の権限は拡大されると思うのです。しかも第七條は、内部部局のうちの一つの局及び内容を規制したものにすぎない。そのうちの條章が削除されたから、直ったからといって、その権限や任務をはっきりと規制している第三條、第四條を変更することにはならない、こういうことなんです。大臣どうでしょう。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいまの点はごもっともです。

○政府委員(野木新一君) ただいま御指摘の点は衆議院の方の修正でございますが、便宜内閣法制局の立場といたしまして、実際の趣旨はこうであらうかと思われる点を法律的に考えて御答弁申し上げます。

御指摘のように、第一条でこの科学行政上の目的を書き、第三条で任務を書いてあるわけであります。しかし第三条をごらんになってもはつきりわかりますように、「科学技術庁は科学技術の振興を図り、国民経済の發展に寄与するため、この場合の科学技術の振興」という点には、カッコ書きはなくて、何ら限定はありません。それから下の方に、「科学技術人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。」に關する行政を総合的に推進することをその主たる任務と

する。」としまして、日本といはしは科学技術に関する行政——この科学技術は狭い意味の方の科学技術であります。——を主たる任務とする。」「主たる任務」と書いておるのであります。もっぱらの任務というので必ずしも書いてないわけでありまして、この辺や含みのあるところでありまして、それからさらに進みまして、この行政組織法におきまして任務権限及び所掌事務というように使い分けてあります。が、任務といひ、権限といひ、所掌事務といひ、大まかな点はまあわかつておりますが、こまかい点に行きますと、これを権限としてとるか、それを所掌事務としてとるかというとは、各設置法で必ずしもびたりと割り切っていないような点もあります。今まで国会で御設定になった各種の設置法を見まして、そういうふうになっております。それで衆議院の修正におきまして御指摘のように、この第七條の五号におきまして「科学技術に關し」というのを削ったのみにとどまらず、ほかの方にも手当てしておけば一番はつきりした最善の方法で、おそらく御疑問のような点が起らないということはあるかと思ひますが、ただこの削除した第七條五号から「科学技術に關し」ということを削除したということとは、全くこの法律を混乱に陥れしめておるというほどのことも、まだないのではないかと存する次第であります。と申しますのは、御指摘のように権限のところにはなるほどはつきり日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申及び勸告に關することと書いてあります。が、この法律案として企画調整局の所掌事務の中にこういうふうにはつきり出ております以上、これは科学技術庁としての所掌事務ように範圍に入ってくるものであります。し、權限の点からみましても權限と所掌事務と大体うらはらになるという關係にある場合が多いわけですね。この場合は、權限といふものはどちらかという外部に對して發動——國家權力が發動するといふ方面からとらえた形でありまして、所掌事務といふのはその組織である事務をつかさどるといった面からとらえたのであります。が、これも先ほど言つたように各種の設置法を見ましても非常に嚴格に使い分けておるものもあるし、必ずしもそうでないものもあるやうであります。この点は任務といひ、權限といひ、所掌事務といひ、まあ大體大きくつかまえて中心の點を書いた、そういうふうにより了解されるわけでありまして、任務、權限、所掌事務全部を合せて結局役所ではどういふことをやるかという点が出てくるのではないかと存する次第であります。ところでこの原案でありますと第七條第五号で「科学技術に關し」とありまして、先ほど申し上げましたように第三條で「科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学に於ける研究に係るものを除く。以下同じ。）」とありまして、この中で日本學術會議への諮問も人文科学のみにかかわるものなどではできなくなり、この科学技術庁の全部の役所の仕事の範圍外になつてしまふといふようなことに、解釈上はなつてくると存じます。そこで衆議院の方にあります日本學術會議の方は日本學術會議法によりまして、先ほど齋藤政務次官からも御説明を申し上げましたように、自然科学のみならず科学

一般に關する事務をつかさどつておりますので、それとのならみ合ひ上、政府原案のように七條第五号におきまして「科学技術に關し」といふ言葉が入つておきますと少し食い違ひを生ずる、嚴密に言つて食い違ひを生ずるのではないかといふ點を指摘されて、その食い違ひをいかに生じないように科学技術庁でもそこで全部やることとできるやうにしたい、そういうことから修正になつたものと存じ、でさうした法文から見てもそのように解せられるのであります。そしてこれが最善の法文の書き方かどうかといふ点については、これが絶対不可能だといふことは、また科学技術庁設置法の所掌事務の範圍、權限を明確に定めるということから非常に遠く離れるものではないかと存する次第であります。

○千葉信君 今の御答弁は法制局の方からの御答弁ですか。
○政府委員（野村新一君） 内閣法制局の方から、修正済みの法文を見て解釈しての答弁です。
○千葉信君 法制局ともあるうものが、今のような法律の解釈の仕方を平氣で国会でぬけぬけと答弁するのは許しがたいと思ひます。法制局の方で國家行政組織法の關係をお出しになりましたから、仕方がないから私の方でも出しますが、國家行政組織法の第二條によりますと、國家行政組織法は、内閣の統轄の下に、明確な範圍の所掌事務と權限を有する行政機關の全体によつて、系統的に構成されなければならぬ。」「それぞれの行政機關の所掌事務なり權限といふものは、あくまで

も明確でなくちゃならぬ。その明確な分掌の上に立つて各大臣がそれぞれの所掌事務、それぞれの權限に基いて行政權を行使する、これが國家行政組織法の建前なんです。それを今の答弁では、權限の方はとにかく一応はつきりしていても、その所掌事務についてはそれぞれ入りこんでいるのだ、それでいいのだという、こういう答弁を法制局みずから行うようなことになつたら、これは日本で、何でも法律でもって權限を規制したり、設置法で明確な法文を、国会で目の色を変えて騒ぎ立てる必要はないのです。そして今その第三條をお読みになつて、「科学技術は、科学技術の振興を図り、國民經濟の發展に寄与する」といふ任務を帯びてゐるのだから、だからあつた方の科学技術に關する行政のもののついでにカッとして除外してあつても、こういう目的を達成するためならば、何もそんなにこまかく考える必要はない。もつと範圍を広く、人文科学の場合も含むといふ任務も科学技術庁の場合には帯びてゐるのだといふ答弁をされた。もつてのはかだと思ふ。なるほど目的は「科学技術の振興を図る」といふ大きな目的です。しかしそれをやるために科学技術庁では「科学技術に關する行政を總括的に推進する」といふ具体的な任務です。その場合に人文科学が除かれる、大学に關する研究は除かれる、それを目的がどうだなどという前段の方を取り上げて、こういう目的を達成するために後段の方で規制してある以外に、もつと広範な、幅の広い解釈をすべきだなどといふことは、これは法文の解釈上出てこないの

です。法制局がやつたつてだれがやつたつて出てこないのです。私は小学校しか出ていないから常識で問題を取り上げてゐるんだから、常識でものを考へてゐるんだから、そんなにうまく言いくるめたり、言うことをごまかしたりすることはできないけれども、しかしだれが考へたつて常識上今法制局で言われたような、そういう人文科学の方を含んでもいいのだといふ解釈は、第三條では出てこないのです。そして第四條では、それを達成するための權限がつく。これは大臣の權限です。科学技術庁長官の國務大臣の權限が規制されて、はつきりといふ規制を受けておる、それが國家行政組織法第二條の第一項の建前なんです。それを今度はあつて内部部局の權限、内部部局の所掌事務の問題に關連して、科学技術に關する法文が削除になつたから、だからもつと広範に解釈してもいいのだと、これじゃ私はだれが聞いたつて筋の通らぬ話だと思ふのです。が、しかし私は政府に對して無理やり衆議院が修正に際してつたような解釈をせよといふことを言つてゐるんじゃない。ただ政府がそういう修正に了解を与えて、そしてその分を含んでここに答弁に來ておられるから、一体この修正に對しては政府もそういう衆議院の修正に際してつたような解釈をとつておられるのか、どうも今の御答弁、先ほどの御答弁から見ましても、その点が不明確だし、そこで政府の方としてこつちの納得できるような答弁がどうしてできないければ、これはやっぱり煩瑣な手続になるけれども、その修正を提案された人においでを願つて聞かなければならない。今のような御答弁では

STACと学術会議の関係を調べてみたのでございますが、やはり四百何件

の問題が諮問されあるいは勧告を受けておるわけでございます。そのうち人

さいません。それから大学に関するもの、まあこれは割合に多いのでござ

いますけれども、しかし全体からいいますと割合にパーセンテージが少い。

で学術会議の会長、副会長とも御相談したわけですが、まあ一応そ

の第七条の第五号に、こういうふうな「科学技術に關し、」という字句を除き

ておりますけれども、事実問題として
科学技術庁も、人文科学のみの問題を

勧告いたしましても、これは処置に困るのじゃないか、そういう場合にはあ

れは學術會議からむしろ直接に文部省

にいった方がいいのじゃないだろうか
というようにお話もあるのでございま

して、この点は私とも技術戸かてきす
した上でさらに考える必要がございま
すけれども、一応それでもいいのでは

ないだろうかというような感じを持つておるわけでございます。

うにして解決をしようということになれば、一応はSTACの持っておった

仕事については縮小する、これでいけると、そういうことになって、人文科学

は入らぬでいい、どういふことになる
ので筋は通る。そうすればその分だけ
ならば何も「科学技術に關し、」を削る

必要も何もない。「科学技術」を削った
点は、そうすればやはり千葉さんの

おっしゃったような意味が入って開かれた、こういうふうに考えるよりほかはないと思うのです。そうすれば私も削ったが実は筋が通らない、削る必要がないのだと、開かない方がいい、こう考えるのですが、政府はそれに了解を与えたという点がどうも私どもには十分納得できません。

○政府委員(鈴木康平君) お答えします。人文科学のみの問題は先ほど申し上げた通りでございますが、ただ自然科学の問題に關しますと、大学の研究にかかるといふことが、しかも自然科学に關するもの、こういったものは本来科学技術庁の任務ではございせんけれども、學術會議から直接それぞれの省に、これはまあ文部省だと思ひますが、文部省に報告がいきますよりは、やはり科学技術庁を経由していきまして方が科学技術庁としては、まあ大学の方は除きますけれども、非常に関連の多い問題でございまして、やはり開を通していただくことによつて大学の研究の問題にも触れ得るということができていいのではないだろうかという感じを持っておるわけでございます。

○千葉信君 次にお尋ねしたいのは第十一條の第五項の問題、第五項によりまして、長官は、第三項に言うところの「科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要がある」と認めるときは、関係行政機関の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に關する重要事項について報告することができる。この第三項が思う通りに進まないときには「第三項の規定により報告した重要事項に關し特に必要がある」と認めるときは、内閣総理大臣に對し

当該事項について内閣法第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。この場合お尋ねしたいのは、内閣法第六條の規定というのは、内閣総理大臣が閣議で決定した方針に基いて行政各部を指揮監督する。この第五項の意味する「第六條の規定による措置」なるものは、閣議にかけて決定するといふ事項も含めて、行政各部を指揮監督するといふその措置をとることの意見の具申かどうか。

○政府委員(野木新一君) 第十一條第五項におきまして「内閣法第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる」と規定いたしました趣旨は、報告といふことは指揮監督などといふことと違ひまして、報告をした内容に沿つた行為をするといふ義務を、報告を受けた場合に与えるものではありせんので、報告した事項をもつと強力に進めようといふために、は、どうして相手方がその内容に適合するよう方策が講じられなければならぬわけでございます。ところが現在の内閣制度におきましては、そうしたことは内閣法第六條におきまして、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」といふ条文がございまして、従いましてこの条文を活用するようにするのが一番妥當なわけでありまして、第十一條第五項は、長官が第三項によつて報告した重要事項に關して報告したけれども、なおもつと強力にこれを推進したいといふように考へて、特にそういう必要があるといふ場合、長官から内閣総理大臣に對してその報告した重要事項について、内閣総理大臣が閣議にかけて方針を決定し、そしてその

方針に基いて行政各部を指揮監督する、そういうような措置をとられるよう長官から内閣総理大臣に意見を具申することができるといふことでございまして。これはこの条文がなくても、内閣法がございまして、事実上長官からは内閣総理大臣に對して申し入れをすれば、實際問題としては行い得るかもしれませんが、特に重要でありますので、はっきりと長官の権限として第五項に書いてあるのでございまして。

○千葉信君 質問の言葉が長かつたし、答弁もすいぶん長かつたけれども、要はこの第五項による措置をとれといふことは、第六條に基いて閣議でこれを決定するといふ事項も含めて措置しるということとを言つておられるのか、それとも行政各部に對して指揮監督すべきだといふことだけを對象として言つて全部だと了解して差しつかえないかどうかという点についての答弁があればいいのです。

○政府委員(野木新一君) これは「第六條の規定による措置」といふのが、意見を具申する」と書いてありますが、意見は具申する」と書いてありますが、「第六條の規定による措置」といふのは、内閣総理大臣が閣議にかけて決定した方針に基いて行政各部を指揮監督する、そういうような措置がとられるように意見を具申する、そういうこととじゃないかと思つてございまして。

○千葉信君 だから、その閣議にかけて決定するといふ条件も含めて措置するのだから答弁をもらへばいい。

○政府委員(野木新一君) さようでございまして。

○千葉信君 さあそうなると問題だと思ふのです。今も法制局の方から答弁

がありましたが、内閣法によりまして、そういう閣議決定については各大臣が同等の提案権を持ち、そして閣議で決定されて初めて第四條に基く「内閣の職権を行うのは、閣議によるものとする」といふことになつてゐるわけですから、そういう閣議に對しては総理大臣がこれを主宰して、各大臣はその閣議に對して同等の提案権を持つておる。これが内閣法の建前です。私は科学技術の振興といふことが非常に刻下重要な問題だといふことはわかりませんが、その点はどう全面的に賛成です。しかし重要なことからいって、特に第六條による、総理大臣が閣議でこれを決定して指揮監督する、この条件を今度の設置法の中に入れるといふことは、今答弁があつたように、なくともいいことなのに、重要なことからいってどういふものを入れる。入れたために内閣法なり國家行政組織法などが乱されてくるということに私は問題があると思ふ。先ほどの内閣委員会では運輸省設置法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を申されまして、た吉野運輸大臣、この人も閣僚の一人です。この人が在野時代に經濟企画庁設置法案の審議のときに、こういう条文を法律の中に入れてはいかぬといふことを主張された。ところが、そのときの主張というのは、もつとこれよりも弱い意味の報告、この場合でいへば、ちよつと第十一條の第三項に該當するような、科学技術の振興に關し関係行政機関の長に報告することができるといふ、そういう報告すらも、當時商工委員という立場から、商工委員会の委員長でしたか、商工委員長という立場で、それは内閣法からいふとその報告

とある。左の手はどうしようか。一体右の手がや報告なんか与えるといふことなんかはおかしいじゃないか、こういう意見を吐いておられるのです、はつきりと。そういう意味からすれば、少くとも吉野さんには在野時代に主張されたといふ意見というものを閣議で主張されたに違ひない。だから私はこういう条件を含む法律が閣議で決定されて国会に出てくるとは考えられない。それはちよつと憲法第九條の解釈について鳩山首相のとられた解釈、在野時代の解釈と総理大臣になられてからとられた解釈と違ひないと思ふ。私は吉野さんはそんなことはない、そういう報告を入れるべきでないといふ主張をされたと思ふ。ところが、それは第十一條の第三項の場合であつて、同等の立場にある行政機関の長に對し報告するといふのだから、これは第十一條第三項。この場合は私はまだ吉野さんの意見から一歩さがつて、第三項について見れば第五項では、今度これを内閣総理大臣に對して、閣議で決定をされ、技術の振興のために指揮監督する、こういう法律なんです、第十一條の第五項は。これじゃますます内閣法に抵触する。違反とか抵触なんといふ言葉を使うとあなたたがはいやがけれども、少くとも内閣法を乱してゐる。一体国の行政機関といふのは内閣の統轄のもとに一体として行政機能を發揮しなければならぬ、こう思つておる。閣議はまた閣議で、各大臣は案件のい

かんを問はず総理大臣に提案し、その

して閣議を求めることができるということなんです。科学技術庁の第十一條第三項に基く勸告がうまくいかないときは、主務大臣から、こういう状態だからこれを閣議で決定してくれということとを当然閣議は期待しておるのではありませんから、そういう建前になっておるのに、それを特別に引っぱり出して第十一條の第五項にこんなことを条文として持つてきておる。どうも私はなぜこんなことまでしなければならぬのか了解に苦しむのですが、大臣から一つ明快な御所信を承わっておきたいと思うのです、どうですか。

○政府委員(野木新一郎) この第五項は、長官は意見を具申することができるとありまして、内閣総理大臣は必ずしもその意見に従うかどうかわかりませんが、また閣議で内閣総理大臣がきめたものが必ずしもそう決定するかどうかわかりませんが、別に十一條第五項は何ら現行の内閣法に抵触することはないものと考えておる次第でございます。

○千葉信吾 そんなんだらいつまでやってもしょうがない、大臣答弁。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま法制局第二部長が言った通り私もそう解釈されると考えます。

○千葉信吾 大臣、こんな条文なんか要らんといいことですね。内閣法が正當に遵守され運営されるのであれば、こんな条文なんか要らんといいわけですね。

○國務大臣(正力松太郎君) 要らんといい意味じゃありません。やはりこれがあることで意味は強まると思えます。

○千葉信吾 意味が強まるというのはどういう意味です。これでもって閣議

が左右できるのですか、こんな条文があることによつて。

○國務大臣(正力松太郎君) 内閣総理大臣を通して、内閣総理大臣がこういうふうに行ふことによつて意味が強くなっていると思ひます。

○千葉信吾 正力さん、國務大臣として、内閣法第四條によつても、第十一條の三項によつて勸告したけれどもどうもうまく実行されない、どうも期待通りその勸告が行われない。だから一つこの際閣議でこの問題を決定願いたいということ、大臣は第四條の第三項によつてはつきりこれを提案で

きるのですよ。それでしよう。そういう内閣法、閣議の建前になっているのに、何もこんな条文がなくなつて大臣は当然それをやらなければならぬしまたやることもできるんですから、そんなら何も内閣法なんかを混乱させるような条文なんかはかえつてない方がいいのじゃないか。

○國務大臣(正力松太郎君) 今お話の通りに、これはなくてもいいじゃないかというお話も実はありました。しかしこれを書くことによつて、なお意味を強くするということでございます。

○千葉信吾 そんなことを言うから、正力さんは強硬的傾向があると言われるのです。閣議で公平に同等の立場で審議すればいいのではないですか。それをわざわざこの法律に持つてきて、勸告はしたがなかなか思うように進まない、そのときは總理大臣に対して、あなたから直接また第六條による措置をおとりなさいと言つて大臣に勸告することが、總理大臣に対して意見を具申することができるといふように

うな条文を入れたりするから、公平に閣議で決定して、その状態に対して、あなたが強硬的な力でこれに臨もうとする傾向が強いという印象が今までにあるから、ますますあなたは出てくるおそれがあるのだから、それならあなたは勇敢にそういう誤解を解くためにも、こういう条文はやめたらどうですか。

○國務大臣(正力松太郎君) ここに書いてありますのは、勸告は念のため書いたものでありまして、別にほかに意味はありません。

○千葉信吾 念のために書いたといふ、善意でやつたことならば大目に見てもいいけれども、しかしそのために國家行政組織法なり内閣法なりで規制せられた政府としての、行政機関としての、内閣としての、体系に混乱を生ずるおそれがあるのですから、あなたは善意で出されたと言つても、そうであつても、何も実行できないような条文をここにわざわざ入れたらどうするやうな、あまり賢明でないやうなやり方はおやめなさい、あなたは勇敢にとつぱすしてもよろしうございませうと言ひなさい。

○國務大臣(正力松太郎君) 御趣旨のこととはよくわかりましたが、これはなんです、念のために書いたもので御趣旨のことはよくわかつております。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御発言もなければ質疑は終了したものと……。

○千葉信吾 委員長もちょっと待った。質疑打ち切りの問題は、この間から問題になっている付帯決議をどうするか、修正案はどうするか、それを話し合ひをつけた後に質疑打ち切りということにしないと、質疑を打ち切つた、私ども

の立場は質疑を打ち切つてしまつたら何を言はせてみてても、これはごまめの歯ざりです。だから質疑を打ち切るというところは……。

○野本吉吉君 委員長速記を。
○委員長(小柳牧衛君) ちょっと速記とめて下さい。
午後三時二十八分速記中止

午後三時四十八分速記開始
○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め。本案に対する質疑は、本日はこの程度にとめておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶものあり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小柳牧衛君) それでは次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 前回千葉委員から御要求のございました定員法の定員の増減理由について資料を出せというところございましたので、お手元に事項別増減理由説明書と、それから暫定定員につきましても内訳の表を差し上げておきました。御承知お願ひます。

○委員長(小柳牧衛君) 御質疑ございませんでしようか。

○千葉信吾 行政管理局の方にお尋ねいたしますが、第二十二国会で定員法の一部改正法案が審議されました際に、当委員会としては、野本吉吉君の提案によりまして、次のような付帯決議が行われております。「現在、行政機関

職員定員法のワケ外にある常勤労働者及び非常勤職員の中には、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上何ら異なるものがあるが相当多数含まれている。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加へ、適当な対策を講ずる旨言明したにかかわらず、いまだ今日に至るも、何らの措置を講じていないことはまことに遺憾にたえない。政府は、すみやかにこれらの職員の処遇について、根本的検討を加へ、具体的措置を講ずべきことを要する。右決議する。」この決議ばかりではなくて、政府委員たる岡部君の方から、この問題の解決について、行政各部の責任、それからまた今後のこの問題の解決の緊要であること等について、具体的な御答弁をいただいているのですが、今回定員法が国会に提出されます以上、私どもは大幅にこの決議の趣旨、それから委員会における御答弁、公約といひますか、委員会における政府の当時方針を了承した、その限りにおいては、私ども今回の提案は実に不満にたえない。この点一体どう今回これを取り運ばれたのか、その経緯とそれから結果を一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(岡部史郎君) ただいまの千葉委員のお尋ねに御答へ申し上げます。この問題につきましては、当委員会の御決議の趣旨を極力尊重し、その実現を政府当局といたしましては、かりたい、こういうやうな固い決意を持つておる次第であります。それにつきまして、今までも結論を出したか、及びその経過はどうかというお尋ねでございます。これは非常に長い間の問題でございますので、また今のところ、

最終的な結論を申し上げる段階ではございせんが、今日までのところを率直に申し上げますと、第一にこの問題につきまして定員外職員が苦しんでいる問題の第一は、いわゆる常勤的非常勤職員の処遇、身分がきわめて不安定だ、これを改善してくれという要望が第一点でございます。この点につきましては、どういふ措置をとったか申しますと、この常勤的非常勤職員のうち、一万五千八百八十七人、これは大体におきまして常勤的非常勤職員の約半数近くになると思いますが、これらの職員を常勤勤務者に格上げいたしました、その処遇の改善をはかりまして、これによりましてこの常勤的非常勤職員を抱えております、関係組合及び関係職員につきましても、ある程度のまゝあがまんのできる満足の措置を得られたんじゃないか、こう考えております。これが率直に申し上げますと、第一点でございます。御承知の通り常勤勤務者になりますと、その給与も、給与法の適用を受けまして、級別号俸の適用も受けます。それから任用の資格におきましても、あるいは退職金ににおきましても、有給休暇におきましても、定員法の定員と変らない待遇を受けることになりまして、その点は御了承いただけることと思っております。それから定員法の定員との関係についてであります。これはかねがね申し上げております通り、今の公務員制度の根本に関する問題でございます。で、公務員制度調査会の結論を待つてゐるということをご前申し上げたわけでありまして、公務員制度調査会の結論が昨年の十一月半ばには出るこ

になりましたので、それを一日も早く具体化したいたすために、昨年の十一月一日から総理府に公務員制度調査室を設けまして、人事行政に関する専門家を集めまして、この問題の具体化に当たっているわけであります。それからこれを中心といたしまして、政府関係方面におきまして、この制度をどうするかにつきまして、目下内外の制度とも比較して考えまして、いろいろ研究している段階であります。とりあえず簡単に今までの経過を申し上げます。○千葉信君 その今の御答弁あまり感服した御答弁じゃない。少し数字の上でも勘違いした答弁が行われていたのではないかと申すのですが、常勤勤務者の場合には定員法と密接な関係のある問題であり、これに対しては即時にも定員内職員としての措置を講じなければならぬ職員ですが、しかし待遇等の関係ではかなり定員内の職員とそう懸隔のある状態ではないから、そういう意味では私にはあまりこの問題について今直ちにここで目の色をかえなければならぬということにはならないと思ふのです。そうでなくて、實際上こういう非常に極端な感心できない制度、定員内職員、常勤勤務者、それから今お話の常勤的非常勤職員、この複雑多岐なやり方をしまして、そしてしかも非常勤職員、常勤的非常勤職員のごときは待遇上、実に問題がある。前の御答弁を聞いておりますと、約半数の一万五千八百八十七人というの、これは常勤勤務者に切りかえたのだから、従つてこの点についてはかなり問題は緩和されたというけれども、私どもの持つてゐる資料ですな、これはこの前の二十二国会の委員

会でも相当議論を尽したのですがね。かなり今岡部さんの言われた数字とは食い違つてゐるのです。今その質疑をやるために実はきょう出てこなかったものですが、その数字は事務所の方においてあります、ここにある数字だけからいいますと昭和三十年十月一日現在で非常勤職員の在職状況というのは大体三十七万四千三百八十八人、これは去年の十月一日現在であります、そのうちの十二分一程度しかあなたの御答弁からいふと問題にされてないことになるのです。これはちよつと数字が食い違つてゐると思うのですが、どうですか。

○政府委員(岡部史郎君) 根本問題はさておきまして、今最後にお尋ねの点についてお答えするわけであります。が、非常勤職員は御承知の通り一般会計で三十二万、特別会計を加えましてもっと多くなります。従ひまして非常勤職員は私の方の資料では約五十万をこえております。しかしこの大部分は千葉さんに申し上げるまでもなく、きわめてその業務の形態自体が非常勤的なものがたくさんあるわけでありまして、例の各町村におります統計調査員でありますとか、そういうような類いのあらゆる形態の非常勤職員を網羅いたしまして三十二万幾らであります。現実には常勤勤務者と同じように、あるいは定員法内の職員と同じような形態で勤務しておりますのは、これは実態調査によらなければなりません、各労働組合その他に当たつてみても、あるいはわれわれが入手し得る一切の資料によりましてそんな数字でございませんで、その三十二万の約一割すなわち三万前後ということとは、これは千葉さんも御了承いただけると思ふのでございまして、全体の非常勤の数字は三十二万あるいは四十六万、五十万近く、これは季節によつて変動いたしますから、その統計をとったときの数字で狂いますが、その三十二万あるいは四十万幾らを常勤化するという要求もございませんで、またそういうことを私どもも申し上げたこととはございせん。

○千葉信君 非常勤職員の実態ですな、今言われたように、実際上はいわゆる統計員だとか、それから全く定員化したり、それからまた常勤勤務者という取扱ひをすることができないような状態において勤務している者、これはあなたの申しさる通りたくさんあります。しかしそのはつきりした資料を今持つてゐるわけじゃありませんが、常勤勤務者とそれから非常勤職員のうちの、実際にその常勤勤務者と同様のもしくは定員内の職員と同様の仕事をしている、しかもその勤務年数は六ヵ月以上になつてゐる者の実態調査——数字の調査によりますと、十二万人に達していると思ふ。それはこの前の国会でもその点について論議されたんですから、それに対する明確なる資料については、私はまた次の機会にその正確な数字をもつてあなたに御質問申し上げたいと思ひます。そこで今日はこういうことをお伺しておきたいと思ひますが、今せっかく国会の付帯決議もあり、それから行政官庁の方ではできるだけ適正な措置を講ずるために、適正な措置というものは、当然の措置としてこれは定員内職員とし、定員の増減を適正なものにするということなんですが、そういう約

東が国会の決議を尊重しながら行われているか、今回の三十一年度の予算編成に際して、ある省庁が二千人の定員を要求している。これは新しく設置する少年院二カ所の関係、それから現にその他に散在する少年院の状態を考えても、今のような職員の配置状況では、単にその少年院に収容した少年少女についての逃亡を監視する程度しか配置されてない。これでは教護どころじゃないというので、二千人の職員を要求が行われた。ところがそれに対して一名の定員増も認められてない。いいですか、そうして非常勤職員について百八十人だけを認めた。この事実が、もし事実だとすれば、私はやはり行政官庁——実際上はその省庁と大蔵省側との折衝においてきまつたのかも知れませんが、定員を管理し非常勤職員等の問題を管掌している行政官庁としてこういう事実を見るがしてゐるということ、私は當を得た措置ではないと思ひます。国会決議を尊重してないと思ひます。前の国会の答弁とは食い違つた態度を行政官庁はとつてゐると思ひます。この問題についてはその他にもたくさんあります、一つお伺しておきたいと思ひます。どうですか。

○政府委員(岡部史郎君) 法務省の全体の定員につきましている非常に窮乏な面が、今御指摘のございました少年院のほかにも刑務所自体の受刑者の収容定員がはち切れそうになつてゐる、で、これを監視するための警備職員も非常に勤務条件がつかなくなつてゐて、定員の増加を望みたいという要求はよく聞いております。またその他各省につきましても同じような要求がこ

くりましたわけではないので、実はここ二日中機構問題につきましてちょっと飛び回っておるものですから一々連絡はいたしません、大体国会の出席要請は午後二時ころまででわかるものでございますから、それでそれ以後は連絡しなかつたのであります。

○田畑金光君 あなたの所在というものは何ですか、はつきりしたとえば人事院の管理局あるいはまたあなたの秘書官等々に告げないでいて、国会から要求があつたような場合にもその急の出席に間に合わない、あるいは国会議員があなたに会つて話をしてみたいと思つても、こうしても行き先がわからぬ、こういうようなことで重大な人事院總裁としての職責の遂行がどうです、支障なくいきますかどうか。

○政府委員(淺井清君) ただいままで大体支障なくいっておるうちに私は思つておるのですが。

○田畑金光君 現実に、一昨日私があなたに会つて重大な問題について話してみたい、こう思つて所在をただしただ、どこに連絡をとつてもわからない。人事院にいつてもわからない。こういうことでよろしいものでしょうか。

○政府委員(淺井清君) それは一昨日だけのことでございましょう。大体私はただいままで八年もいたしておりましたけれども、大体支障なくいっておるうちに思つております。

○田畑金光君 支障なくいっていると云うけれども、一昨日現に私はあなたに面談を申し入れたけれども、会えなかつたのです。五時半ごろまで人事院にいたけれども、あなたに会えなかつたのです。これは支障なくいっているとは言えないと思つたのですが、どうですか。

○政府委員(淺井清君) それはたまたま一昨日田畑さんがお越し下されたときに連絡がとれなかつたのであります。これは申しわけないと思つております。今日までそういう事態はあまり起つておらぬように思つております。

○田畑金光君 あなただけじゃない。人事官も全部ない。事務局長もいない。こういうような状態です。あなたもいない。事務局長もいない。そういうようなときは、あなたのあるいは人事官の留守中に、当局の留守業務を担当するというのは人事院の機構上どういふことになつてゐるのか、教えていただきたいと思つてゐます。

○政府委員(淺井清君) 入江人事官が、田畑さんがお越しにみえたときに部屋の中におりました。事務局長は行政機構改革の問題で行政管理局の管理部長のところに参つてゐたと思つております。

○田畑金光君 いやいよおかしいと思つたのです。私はあなたがいなければ事務局長にお会いしたい、事務局長もいない、そうすれば人事院總裁のいないときにその職務を代行される、あるいはあなたにかわつて責任のある話し合ひのできる人を求めたのです。だれもない。やむなく給与局長にお会いしたのです。入江人事官がいて、しかも私があつても、その入江さんがあるといふことすらも告げないといふのが、あなたの事務機構の状態でありまして、これに對してどうお考えになりますか。

○政府委員(淺井清君) 入江人事官はたしかにおつたんであります。田畑さんから別に入江人事官に面会をお申し込まれたことはないように思つております。

○田畑金光君 そういう形式的な言いので、私は済ますとは考へていないのです。あなたも忙しだらうし、われわれも忙しです。あなたがおられなければ、入江人事官に会えば十分話もつくわけですから、ところがだれもない。事務局長もいない。こうして私は二時間以上の時間を空費したわけだ。そうなるならば、私はあらためて、あなたの不在中留守をあづかつていた管理局長あるいは給与局長その他の諸君を呼んで、ここで究明しなければならぬと思つたのです。あなたの部下の管理局長はそういうふうなときはどういふ措置をとれとあなたは指導されておるのか承りたいと思つてゐます。

○政府委員(淺井清君) 勤務時間中は入江人事官がちゃんといたわけではありますから、私はそれで役所としては支障がないように思つております。

○田畑金光君 あなたは支障はないと言ふかもしれないが、あなたの大事な秘書官もいないんです。秘書官がおらぬからあなたの所在がわからぬ、こういうような話なんです。管理局長に聞いてみたら、人事官もだれもない、こういうことなんです。じゃだれに会えばよろしいのか、こういうわけで給与局長に私は会つたんです。そういうようなことが答弁としてあなた人事院總裁として許されるんでしょうか。

○政府委員(淺井清君) 總裁がおられますときは、だれか人事官がおられるはずでございますから、それに御面会せられるようにお申し出下されば、そのようになつたと思つております。私の

記憶では秘書官が私が帯同いたしました外に出たしておつたと思つてゐます。

○田畑金光君 私の尋ねたいことは、あなたがいけないとき、あなたに会おうと思つて……。そのときは当然人事官が部屋におられるならば、人事官がいろいろのことをあなたの留守をあずかる管理局長その他の諸君は私に告げるのが建前ではありませんか。常識ではありませんか。

○政府委員(淺井清君) お言葉ではございますけれども、三人も常勤の人事官がおられるわけではございませんから、勤務時間中だれがおられるのは、これは常道であらうと思つております。

○田畑金光君 そうなれば、なぜあなたのこの機構のものとにおける管理局長等は、その旨を伝えぬのか、話をしないのか、こゝを私は聞いてゐるんです。

○政府委員(淺井清君) それはそういうとき、そういうことは当然田畑さんにもおわかりになつてゐると思つて言わなかつたのだらうと思つてゐます。言葉の足りなかつたことはおわびいたしますけれども、三人も常勤の人事官がおられるのですから、だれがおられると思つておるんです。

○田畑金光君 そういう態度だから、あなたの部下の態度というものはわれわれから見まして不親切きわまる傲慢不遜な態度をとつておると言わざるを得ないんです。一つ私はあなたにお尋ねするが、当日官公労の代表があなたに面会を申し入れて、あなたにお会いをしてゐるお話を承りたい、この事實は御承知でありますか。

○政府委員(淺井清君) 事實は知つておりますが、その前日すでに人事院を

代表して人事官が会つておるんでございますから、当日はあらかじめきようは会えないと、きよう会つてもきよう同じことを繰り返すにすぎないから会えないといふことを言つておるのに、いいて参りましたので、当日合わないといふことは私どもに落度はないように思つてゐます。

○田畑金光君 あなたが会わなかつたのは落度があつたかどうかは別にして、あなたにたとへば面会を申し入れる場合に、会わないといふ場合には、会わない、ただこの一言で拒否されておられるんですか。

○政府委員(淺井清君) 一言で注意はいたしておらないのであります。十分に理由を申しまして、前日からきようは会えないと断つたのでございまして、田畑金光君 公平局長に會つて話をしてみたいわけですが、どういふわけであつたのか、人事院總裁はそれに対してどういふ理由で断つたのか、これを私は聞いてみたんです。会ひ会わぬは個人の自由意思である、理由を言う者もあるし、理由を言わぬ者もある、個人のこれは自由だ、断わるにしても理由を言う者もあるし、理由を告げない者もある、ところが、それは個人の自由意思だ、こういうような態度であつたが会わなかつたことを断つてゐるわけだが、いやしくも公務員の代表が——当日参加した者は国家公務員だけでなく、地方から上つてきた地方公務員の代表もいたつたが、たとへばそのようなことがあつたにしろ、理由も告げないで、会えないから会わないのだ、こういう態度で人事院總裁が対処されるということは、まことに遺憾と思つてゐるわけですが、

協定に基く、あるいはその協定に比較したしまして、お話のような円交権を持たない一般職の公務員の待遇がもし低下するような場合があった場合には、当然人事院当局は全般的問題について、あるいは俸給表の勧告とか手続をとられることをわれわれは期待し、またそれを信頼いたしております。ただ私が今直ちにここでお願いしたいと思ふことは、この間、先般ですが、人事院といたしましては政府に申し入れをなされたというのを聞いております。適切な時期に適切な措置をとるというところが、私はこの申し入れをなされたというこの事実であろうと見るわけでありまして、そのように解してよろしいかどうか。

政府委員(淺井清君) お尋ねもつともでございますけれども、一体給与問題につきまして人事院が内閣、大蔵省その他と折衝いたしますことは、これは人事院の責務でもあり、またむしろ日常のことであり、またむしろ思ひますので、そのつもりでやっております。

それからただいま問題になっておりますのは、仰せのように俸給表であるとか期末手当であるとか、あるいは昇給昇格の問題は何もただいま速刻に解決しなければならぬ問題ではないと思っております。今一番問題になるのは一時金の問題だろと思っております。これはただいま仰せられた通りのように思っております。そこで人事院といたしましては政府と折衝いたしまして、これが遺憾なきを期したいし、また期しつつある次第でございます。したがってこの一時金が調停案においてどんな形で結末をするかと云々

かつておりませんで、五千円以上という数字がそこへ出ておりますが、これは一体何であるか、従来の業績手当にとどまるものであるか、それともそれ以上の何かプラスになるのであるか、その辺のこともわかりませんので、少し時間を要するんじゃないかと思っております。

田畑金光君 人事院はその適切な時期に適切な措置をはかるという趣旨は、もうすでに政府当局に對しまして人事院の意思を明らかにされておると私たちは推測するわけでありまして、お話を今後に後当局と組合間の話し合いで、三公社五現業のその一時金の問題について、従前の業績手当以上のものが出るかどうか、この問題はまた明らかにされておりましたが、しかしいづれにいたしまして、今日までの事態の推移、あるいは今日の客観的な条件をわれわれが考えましたときに、従来以上の措置がとられることは明らかではなからうかとわれわれは多く期待しているわけですが、そのような期待を持たれる情勢にあるからこそ、人事院といたしましては政府当局に對し何らかの申し入れその他の形をとられたと私は考えるわけでありまして、この点はどうか。

政府委員(淺井清君) 人事院が政府に對して何か申し入れをしたかどうかというところは、これは政府内部の折衝の問題でございますから、今日の段階においていかんとも答えられないのは非常に残念でございますが、人事院といたしましては、給与問題について政府と折衝いたしますことは、これは義務でございます。決してこの義務は怠っていないものと御了承願いたいと思ひます。

田畑金光君 義務に基いて人事院当局がとられておられることは、われわれもあえてこれを否定するわけじゃないのです。ただわれわれが不安に感ずるところは、今總裁のお話のごとき、それは文書の形によつてなされたか、口頭で申し入れられているか、折衝をいかなる方法で続けられているかは存じませんが、とにかく先般新聞の伝うところによると、根本官房長官は人事院からきた文書については一片の私文書にすぎない、法律的に何ら根拠もないものである。こうして一蹴し去る態度をとっているわけでありまして、われわれはこれから判断いたしますならば、人事院当局は文書をもって申し入れされたらうというところを推察するわけでありまして、ところがこれに對しまして根本官房長官は法律的な根拠がない、一片の私文書にすぎない。こういう態度をとっているわけでありまして、まことにこれは遺憾なことだと考えるわけでありまして、また先般政府が三公社五現業の調停案をのむについても条件を付している。その条件の中には、明確に一般職の公務員には無関係である。これは調停案をのむことによつて一般職の公務員に何らかの影響を及ぼすものとは政府当局としては考えない。こういうような条件付でもってあの調停案をのんでおられるわけでありまして、そういうような政府の態度をわれわれから見ましたときに、人事院總裁が一生懸命努力されているその努力は、われわれは認めるにやぶさかでない。しかし政府のこれに對する態度を私たちが見ました場合に、一片の私文書にすぎない、こういうことではありますならば、

今お話のような世論に聞く、あるいは公開によつて国会にあるいは国民に事態の推移を知らしめるというような方法をとらずして、従前のような政府当局と人事院との話し合いだけで事を運ぶには、どうも今の段階においては私はその方法等において適切でないように考えるわけでありまして。

そこで私は整理してお尋ねいたしますが、人事院は文書でこれを申し入れられたというところは明らかでありまして、そこで従前とういうような形をとられた例があるかどうか、またそのような申入書の形で政府と折衝をなされて成功した事例があるかどうか、

第二にお尋ねしたいことは、政府当局は人事院の申入書を一片の私文書にすぎない、法律的な根拠がないというところをぬけぬけと言っているわけですが、しかしわれわれは好意的に見て、公務員法の趣意からいっても、人事院がかりにそのような文書を出したとするならば、それは当然政府としての尊重しなければならぬ政治的な責任があると思われるわけでありまして、人事院總裁は政府のとおる見解に對してどういふ判断であるか。

第三にお尋ねしたいことは、もうこの段階においては、この時期においては、当然申入書等は公開なされて、国会や世論の批判を聞くべき時期であると思はれますが、この点に關しまして總裁はどのように判断なされるか、まず三つについてお尋ねいたします。

政府委員(淺井清君) お尋ねなすことごとくでございますが、まず第一に今回申入書を出したかどうかと申します点につきましては、最初お答えをいたしましたように、ただいま

この段階に對していかかとも申しかねる。しかしながら人事院のこの申入書というもののについてこれまで例があったか、あるいはどのようなふうであつたかというお尋ねならばお答えを申し上げたい。それは従来申入書というものを出したことはございまして、それは夏季手当の場合あるいは年末手当の場合、これについてはむしろ出した方が多いでございましょう。ただ昨年の暮の期末手当は、勧告が出ておりますから、この申入書は出しておりませんが、それで人事院といたしましては、この申入書というものは公文書でございまして、そうしてこれは給与担当大臣に對する例になつておられますが、これまでこれが政府内部の折衝でございまして、知れないこともありますが、一度はむしろこれは事務当局の手違ひで人事委員会への文書を配付したことによつて知れたこともございまして、そういたしますと、この申入書というものは、私の見るところでは相当効果をあげているように思っております。それが第一点でございまして、ただし今回のことにつきましては申し入れをしたかどうかというところは、ただいまの段階でちよつと申し上げかねます。

それはただいまお尋ねの第一点でございますが、第二点の、この官房長官の新聞記者会見での話し合いを根拠としてのお尋ねであるわけでありまして、どうも国会におきまして新聞記者を基礎にして何も申し上げられないのでございまして、これは私文書ではないのでございまして、これはやはり公文書とわれわれは解釈いたしております。

それから第三の相尋ねの、もうこの段階になったら公表したらどうかということとは、御意見はよく尊重いたします。して善処いたしたいと思ひます。

○田畑金光君　まあ総裁の答弁で大よその人事院当局の意向というものは明らかになされたわけでありますが、われわれといたしましては、またわれわれの眼から見る判断においては、この時期においては公開して政府当局に善処を求める時期に私はきておると見るわけであります。われわれが解せない

そこでもう一つ私がお尋ねしたいことは、お話のように官房長官の新聞記者との話し合いの表現はとにかくとし

て、もし、かりに公文書によって人事院が政府に要請なされたにわかかわらず政府がこれを尊重しない、このような事態が発生したといたしますならば、当然われわれは人事院当局といたしましては、勧告と法の権限の行使としても、人事院の最後の権限の行使とも、職務遂行のこの精神といわけものは発動なされるものと期待するわけでありますが、この点にいつて総裁はどういう考え方を持っておられるか。

いたしますが、今後不均衡の是正というようなことでもって具体的に政府当局は何らかの措置をしなければならなくなってきた。こうなつて参りますと、当然これは財源等の問題が出てこようと考えるわけであります。あるいは人事院当局といったしましてはそこは国会の問題である、こういうふうにお考えになるかもしれないが、しかし責任をもつて事を運ばれておられる人事院当局であります。がゆえに、財源等の問題等に関しまして、あるいは補正予算の問題等についても、十分な見通しの上に立つて事を運んでおられることをわれわれは信じます。が、この点に関しまして総裁の見解を承わつておきたいと思ひます。

と思つておりますが、ただし、ただいまのこの文書はこの際公開する方がいいのではないかという御趣意に對しましては、御意見を尊重いたしまして善処いたしたいと思つております。それから万一不均衡を生じましたときの予算措置というところでございますが、これは三公社五現業等についても予算措置はしないように考えておりますので、さような場合は特に予算措置ということは不可能ではないかと、かように考えております。

それからその次にお尋ねになりました、人事院はそれではこれがうまくいかなかったときはさらに勧告するかどうかということとは、ただいま考えておりませんが、今後はよく物事の推移を見定めまして、どのようにするか考えたいと思っておりますが、この点はまだ何ともきめておりません。

○田畑金光君　私は特に総裁に感ずることを申し上げておきたいわけでありますが、御承知のごとく、政府は行政機構の改革の問題等を取り上げて、本国会に提案するような情勢なることも、われわれは一応予測しなければならぬと考えております。その行政機構改革の重要な一つとして人事院の問題等があるわけであります。すなわち政

府の考へておけることは、今存在する人事院の機構等も大きく後退させるというねらいを持っていることも明かであるわけであります。私たちはもし人事院が法によって命じられた建前に対し消極的な態度であるとするならば、人事院の存在何をか言わんや、こういうことにならざるを得ないと思えるわけであります。ことに私が冒頭に申し上げましたように、あなたの部下等に

はまことにどうも性質のよろしくない、心得のよろしくない諸君が相当いるようでありますが、こういう諸君を抱えて、人事院が法の建前を遂行す

というのは、やはりどうも私はいか
 がかところ考えるわけで、人事院の存
 在に對しわれわれ自身疑問を持たざる
 を得なくなってくるわけであります。
 しかしこれはまあ一部の者でありま
 しょうから、十分一つ総裁はその点を
 留意されまして、部下職員の指導監督
 は適正を得られると同時に、人事院の

あり方については法の建前に基いて忠実に、勇敢に、信ずることは信念をもつてやり遂げていただきたいと考えるわけであります。

当面の問題といたしまして、先ほど来私が御質問申し上げているこの申入書を中心とする一般公務員の一時金の問題等については、総裁として情勢をよく判断されて、ほんとうに総裁が考えておられるように、一般職の公務員に對しましても具体的な措置が政府としてとられざるを得なくなるように追及する、積極的に要請される、このことをさらに御努力願いたいと、私は希望を申し入れておくわけあります。

どうか一つ、私はまた後日当初申し上げた人事院のあなたの部下の諸君の間

題については追及する機会を持ちたいと思うが、本日はこの辺で一応総裁の頭に記憶していただくことにして、この辺で終ることにいたします。

○千葉信君　時間も時間ですから、簡単に二、三の点だけお尋ねしておきたいと思います。

まず第一番にお尋ねしたいことは、総裁は総理大臣やあるいはその他の大臣等から面会を申し込まれた場合に、

前に一回会っているのと同じ返事だからもう会わなくてもいいというような格好でお会いにならないように拒否されるおつもりですか。

○政府委員（淺井清君）　ちょっとそういう仮定の問題にはお答えをいたしたかねるのでありますけれども、結局千葉さんの仰せられるところは、この間の地方公務員の問題であろうと思っております。しかも前日大へん大ぜい来まして、それでもう一時間半にわたってある人事院の考え方も申し述べたので

おくから今後そういうことのないように、十分覚悟をしてもらいたい。

第二の問題は、まあ少し答えにくそうにして、十三日に内閣あてに出されたという文書の内容等について、それそれ言を左右にして明確な態度を表明されることを避けておられるようですが、しかしこれは答弁のいかんにかかわらず、十三日に内閣に対して人事院が少くとも一時金の問題等について現業職の職員と格差をつけることは、人事院としてだまって見ているわけにはゆかないという意思表示をされたわけですね。私はそういう人事院のやっただころに対して、まあよくぞいつもの消極的な、全くはがゆい人事院としてはよくぞやっただものだという点では、私は人事院の労苦を大いに多とします。しかしお尋ねしたいことは、せつかくそこまで踏み切った人事院の公文書なるものが、内閣に対して送られただけで、それで人事院は義務を果たしたと考えたら私はいかんと思ふんです。間違いないと思ふんです。人事院としては、その公文書の効果を發揮するに、そうしてまた人事院が政府に対して申し送られたその事実が、結果として実現するような義務が人事院としてあると思うのです。つまり文書を出しただけでそれではないかということになれば、そうじゃなくて、人事院はそれの実現のために努力をしなくちゃならぬと思ふのです。この点は浅井さんどうですか。

○政府委員(淺井清君) まことに御同感だと思っております。

○千葉信君 そとで人事院としては、その政府に出された公文書なるものの効果いかなんです。今、人事院としては

その問題についての見通しをどういうふうにとっておられますか。

○政府委員(淺井清君) 今日たしか郵政省では調停案を受諾したように思っております。これから団交が開始されるだろうと思っております。他の現業もこれにならうだろうと思っております。その結果不均衡が果して出るかどうか問題になってくると思ひます。ですから今日ここまでのような見通しだということはいかぬと思ひます。

第一調停案における一時金の性格、これがどうなるかは今後の問題だろうと思っております。ただいまここまではっきり見通しは申しかねると思ひます。

○千葉信君 おそらく今の御答弁は浅井さんの本音だろうと思ふのです。私もは調停案に盛り込まれた一時金の内容が、業續手当に該当するものを含んでいるかどうかということについては、これは一応問題があると思ふのです。しかし問題はあつても、いずれにしてもどの程度のものであつても、一般職の職員と現業職の職員とが、差をつけるような結果になつてはならない、またつけるべきではない。また人事院としては、現業諸君の団交権のかわりに人事院が存在して、公務員の団交権のかわりに人事院が勧告とかその他の主張をする、こういうことになつては現業職の職員と差のつくような結果になつたすれば、人事院の存在価値がなくなる。存在価値がないよりも、完全に仕事をしないというところになるのです。そこで、人事院としてはまず第一に公文書を送られた、しかしその実現の見通しについて、は、実は残念ながら今總裁が言われた

ように、まだその問題についての見通しは立たない。そこを人事院の立場からすれば、文書を出したらそれで済むというんじやなしに、あくまで現業職の、少くとも現業職の職員と差がつくようなことがあつてはならぬという努力をしなければならぬし、そういうところを招来してはいかぬと思ふ。ところが残念ながら見通しについては今のところまだそこをはっきりとここで答弁できるような格好にはたっていない。

そこで私は人事院の努力も認める。ただし、それだけでは問題の解決はどうも今の状態では不可能だということになりそうです。この際人事院としては、あくまでも人事院の公文書の内容が成果を得るよう、現業職の職員と一般職の職員とが少くとも差がつかないようにするためには、もう一歩人事院としては踏み出すなければいかぬと思ふ。その踏み出すということは何かというところ、あなた内閣に対して文書を出された。しかし本来はあなたの方でその文書に法的な効果を期待するためには、やはり国会というものを浅井さんは忘れちゃいかぬと思ふ。従つてその内容等について、できるだけ勇敢に——その勇敢さは当然な勇敢さですから、浅井さんとしては、その問題の解決をあくまで期待するためには、国会の存在ということをお忘れはならぬと同時に、公文書を発せられたのですから、その公文書を、実はこういうふうな政府に出しておきましたといつて、国会に対して意思表示され、表明されることは何ら行き過ぎではないと思ふ。しかも公文書を送られてから大體十日経過してゐる。その過程の中で、田畑君が言つておるように、

これは私文書だなどといきまいている閑僚などもいる。これは官房長官だが、そんなことだと、私はせつかく公文書を出されながらしを結ぼうとしない人事院の卑怯な態度、弁解の口実として——そこまでは言い過ぎかもしれないが、弁解の口実として、そこそ公文書を出したにすぎないという、こういうことも批判されるおそれがあると思ふ。そこで私も浅井さんとしては、全貌をここで発表しろとはそこまでは言わない。しかし、内容について一体何をその文書はうたったものか、どういう程度の均衡をとるような方法を人事院としてはとるべきだということを言われたのか。それを浅井さんは国会である程度表明されることが、人事院としての当然の責務である。その文書の内容を具体的に実現するというのが第一歩になるし、今のようない見通しなれば、人事院としてはそこまで踏み切らなければ、私はせつかく出されておるその公文書の効果は期待できない。その段階に私は今人事院が追い込まれてきておると思ふ。いかがですか。

○政府委員(淺井清君) ごもっともでございます。この文書の公表につきましては、御趣旨を尊重して善処したいと思ひます。

○千葉信君 まあ善処大いにけっこうだし、その總裁の真意も了解します。ただしかし、ここで一言申し上げておかなければならぬのは、御趣旨に沿つて行動するというのが、あまりおくれることは、これは問題を紛糾させるばかりで、人事院みずから勇敢に踏み切ることによつて問題の解決が早くなれば、それだけ私は人事院としてもりっぱに職責を果たしたことになると思ふ。

最初浅井さんがその文書を出されることについて、公共企業体、もしくは現業職の職員等に対して当然実現すべき、もしくはまた解決すべき問題も、ほら一般職の職員の方に飛び火したということ、障害になつてはいかない、だから障害にならないような時期を慎重にねらわれたという苦心は私はわかるのです。しかしもう今の事態は、そういう御心配になるような時期は過ぎたし、人事院も踏み切つて公文書を出されたからには、一体、全体としてのこの問題の解決がどうなるか、いつなるか、こういうところに着いて、と思ふのです。そこで總裁も御承知のように、政府の方でいろいろ考へておられる機構改革の問題の中に、人事院の廃止、国家人事委員会の設置の問題が考えられる。その政府案の内容によりますと、今度は今までのように内閣と国会に対して勧告を行うというのじゃなくて、内閣に対して勧告を行い、内閣を経由して国会にその勧告が提出されるという、こういう経路をたどるといふ風説です。ひよつとするとその通りのもので出てくるかも知れない。そういうことになりましますと、人事院が今ここで文書を出されて、しかも国会に対してそれを公開しない。公開しようとしていても時期を失つた時期に公開するという格好では、結果としては人事院みずから政府の考へてゐる国家人事委員会の行き方、内閣と国会に対して勇敢に勧告をするということに、じゃなくて、政府の方で国家公務員法の改正の中で考へてゐるようなやり方を人事院自身がとるということ、人事院自身は、その行動において政府の考へてゐる国家公務員法の改正、人

事院の廃止というその考え方を人事院みずからが実践してみせることです。これじゃ浅井総裁みずからが人事委員会に人事院を切りかえることに双手をあげて賛成しているのかのような結果に理屈としてはなと思う。だからそういうふうなことがあってはいかんから、人事院としてはそのためにこの際一つ時期を誤らないように、私はもうその時期は極限にきていると思うのです。少くとも今日が極限だと思ふのです。どうですか浅井さん、その時期についても適切に誤りのないように……。

○政府委員(淺井清君) 今度はからめ手の方からお攻めになってきています。うであります、なるべく早く公開せよと、こういう御趣旨だろと思ひますが、御趣旨に従って善処したいと思ひます。

○千葉信君 時間、あしくは日にちを切るわけにはいかんですか、問題は迫っていると思ふのです。

○政府委員(淺井清君) それはただいままだ申し上げかねます。

○千葉信君 人事官会議でいつ御相談なさいますか。国会に発表するかしないかというこの最終決定を。

○政府委員(淺井清君) まだその点はやっております。ただ千葉さんのおっしゃることはよくわかつておりますから、すべて御趣旨に従って善処いたしますこといたします。

○千葉信君 時期を誤らないということと同時に返事していただけますね。(政府委員淺井清君「もういいでしょう」と述べ、笑聲)

○委員長(小柳牧君) 本問題は、本日はこの程度にとどめておきたいと存

じますが、御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(小柳牧君) 御異議ないものと認めさう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十八分散会

三月二十日予備審査のため、本委員会

に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 外局(第五十六條、第五十九條)を「第三章 外局(第五十六條、第八十條)」

に、「第三節 海難審判庁(第五十九條、第六十條、第六十一條)」を

第四節 職員(第六十條、第六十一條)に改める。

「第三節 海難審判庁(第五十九條、第六十條、第六十一條)」を

第四節 職員(第六十條、第六十一條)に改める。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

第四條第一項第四十五号及び第四十六号中「及び地面のふく射」を「地面及び水面の輻射」に改め、同項第四十八号の三を次のように改める。

四十八の三 気象電報を集め、並びに氣象無線線を送信し、及び受信すること。

第二十二條第九号を次のように改める。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十四條 予報部においては、次の事務をつかさどる。

九 削除
第二十九條中「中央氣象台」を削除。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除
第五十六條中「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十五條 観測部においては、次の事務をつかさどる。

第六十一條を第八十二條とし、第六十條を第八十一條とし、第五十九條の次に次の二節を加える。

第四節 氣象庁

第一款 総則

(氣象庁の任務及び長)

第六十條 氣象庁は、氣象業務を行

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十六條 予報部においては、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十六條 予報部においては、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十三條 総務部においては、気象庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

予報部
観測部
海洋気象部
(総務部の事務)
第六十六條 予報部においては、次の事務をつかさどる。

統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四 津波の予報及び警報に関すること。

五 気象測器その他の測器に関すること（海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

（海洋気象部の事務）
第六十六条 海洋気象部においては、次の事務をつかさどる。

一 海上気象及び水象海洋に関するものに限り、以下「海水象」という。並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二 海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四 海面水温及び海水の状況の予報に関すること。

五 気象庁に所属する観測船に関すること。

六 離島における気象業務に関すること（予報部及び観測部の所掌に属するものを除く。）。

七 海水象に関する気象測器に関すること。

第三款 附属機関
（附属機関）

第六十七条 第七十五条に規定するもののほか、気象庁に、次の附属機関を置く。

気象研究所

高層気象台

地震観測所

地磁気観測所

気象庁研修所

気象通信所

気象測器製作所

（気象研究所）

第六十八条 気象研究所は、気象業務に関する技術に関する研究を行う機関とする。

2 気象研究所は、東京都に置く。

3 運輸大臣は、気象研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4 気象研究所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（高層気象台）

第六十九条 高層気象台は、高層気象に関する精密な観測及び調査並びに高層気象に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2 高層気象台は、茨城県に置く。

3 運輸大臣は、高層気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4 高層気象台の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（地震観測所）

第七十条 地震観測所は、地震に関する精密な観測及び調査並びに地震に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2 地震観測所は、長野県に置く。

3 地震観測所の内部組織は、運輸省令で定める。

（地磁気観測所）

第七十一条 地磁気観測所は、地球磁気及び地球電気に関する観測及び調査を行う機関とする。

2 地磁気観測所は、茨城県に置く。

3 運輸大臣は、地磁気観測所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4 地磁気観測所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（気象庁研修所）

第七十二条 気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な訓練を行う機関とする。

2 気象庁研修所は、千葉県に置く。

3 気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象通信所）

第七十三条 気象通信所は、気象無線報の受信を行う機関とする。

2 気象通信所は、東京都に置く。

3 気象通信所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象測器製作所）

第七十四条 気象測器製作所は、気象測器その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行う機関とする。

2 気象測器製作所は、茨城県に置く。

3 気象測器製作所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象審議会）

第七十五条 気象庁の附属機関として、気象審議会を置く。

2 気象審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の定めるところによる。

第四款 地方機関

（地方機関）
第七十六条 気象庁に、次の地方機関を置く。

管区気象台

海洋気象台

（管区気象台）

第七十七条 管区気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 気象（海上気象を除く。）、地震（地震及び火山現象を除く。）、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること。

二 気象（海上気象を除く。）、地震及び陸水象の観測の成果及び情報に関すること。

報の送報に関すること。

三 気象（海上気象を除く。）、地震、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四 気象（海上気象を除く。）、地震及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

六 前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

七 気象測器その他の測器に関すること（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）。

第七十八条 管区気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
札幌	管区気象台	札幌市	
仙台	管区気象台	仙台市	
東京	管区気象台	東京都	
大阪	管区気象台	大阪市	
福岡	管区気象台	福岡市	

2 管区気象台の次の二部を置く。

技術部

3 管区気象台の管轄区域及び内部組織の細目は、運輸省令で定める。

4 運輸大臣は、管区気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所

要の地に、地方気象台、測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

5 運輸大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台の所掌事務の一

